

○旭川工業高等専門学校外国人留学生規程

(昭和62. 1. 23 達第5号)

改正	平成 11. 4. 1	達第 8 号	平成 16. 4. 1	達第 24 号
	平成 19. 2. 13	達第 19 号	平成 20. 2. 19	達第 18 号
	平成 22. 2. 9	達第 11 号	平成 24. 10. 11	達第 3 号

旭川工業高等専門学校外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第56条の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学)

第2条 校長は、文部科学省が定めた日本語教育の課程を修了した留学生に対して、第3学年に編入学を許可する。

(教育課程)

第3条 留学生は第3学年における教育課程は、学則第13条の規定にかかわらず、特別に編成することができる。

2 前項に定める特別に編成する教育課程は、別表に掲げる授業科目について、特別に編成するものとし、その学習をもって通常のエ育課程の一部の履修に代えることができるものとする。

3 留学生の第4学年及び第5学年における教育課程は、原則として学則第13条に規定するところによるものとする。

(留学生指導教員)

第4条 留学生に対し、学習及び生活の指導をするため各留学生に留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、当該留学生の学級担任をもって充てる。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、当該留学生の所属学科の教員の中から学科長の推薦に基づき、校長が任命する。

(チューター)

第5条 学校生活及び個人生活等について、留学生の相談に応じ助言を与えるため、チューターを置く。

2 チューターは、留学生の所属学科の学生の中から学科長の推薦に基づき、校長が選考する。

3 チューターは、必要に応じ指導教員に連絡し、その指示を受けるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学則及びその他の規程等を準用する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成11. 4. 1 達第8号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 4. 1 達第24号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 2. 13 達第19号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 2. 19 達第18号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 2. 9 達第11号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 10. 11 達第3号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表

学則別表第1に定める授業科目名			外国人留学生に対し特別に編成する授業科目名		
区分	授業科目名	単位数	区分	授業科目名	単位数
一般科目	国語Ⅲ	2	一般科目	日本語	2
	世界史	2	機械システム工学科 専門科目	工学演習	2
			電気情報工学科 専門科目	電気情報基礎演習	2
			システム制御情報工学科 専門科目	情報処理	2
			物質化学工学科 専門科目	分析化学	2